

## 浄化槽関係業者名簿(市内)

登録事業者名	所在地	電話番号	① 設置 工事 業者	② 保守 点検 業者	③ 清掃 許可 業者
(株)SIC	加古川市加古川町備後335	079-423-0358	○	○	○
へイアンケミカル(株)	加古川市加古川町溝之口185-2	079-423-2688	○	○	○
播磨営繕(有)	加古川市平岡町土山1192-5	078-943-2875	○	○	○
(有)平岡清掃	加古川市平岡町中野477-1	079-437-1121		○	○
(株)東播清掃	加古川市尾上町養田1486-1	079-424-2026		○	○
(有)エコクリーン	加古川市別府町別府889-7	079-437-0448		○	○
第二堀口清掃	加古川市志方町志方町1293	079-452-3418		○	○
池田清掃	加古川市志方町上富木162番地の3	079-452-4863		○	○
志方清掃舎	加古川市志方町上富木209-2	079-452-4770		○	○
堀口清掃	加古川市志方町廣尾72	079-452-3225		○	○
田中環境	加古川市東神吉町出河原399-33	079-440-5566		○	
(有)徳岡興産	加古川市神野町福留1丁目63番地	079-439-6316	○		
(株)櫻井水設	加古川市米田町平津671-15	079-432-5911	○		
桜井設備工業(株)	加古川市神野町石守417-6	079-424-5110	○		

### 《掲載業者について》

- ① 設置工事業者:加古川市内に事業所を有する業者を掲載しています。  
加古川市で浄化槽の設置工事を実施できるのは、兵庫県で浄化槽設置工事業者として登録されている業者又は土木・建設・管工事業の許可を受けている業者で特例浄化槽工事業の届出をしている業者です。
- ② 保守点検業者:加古川市内に事業所を有する業者を掲載しています。  
加古川市で浄化槽の保守点検業務を実施できるのは、兵庫県で登録されている浄化槽保守点検業者のうち加古川市内を営業区域として登録されている業者です。
- ③ 清掃許可業者:加古川市浄化槽清掃業許可業者を掲載しています。  
加古川市で浄化槽の清掃・汚泥の搬送業務を実施できるのは、加古川市で浄化槽清掃業許可を受けている11業者に限られます。(11業者のうち、汚泥の搬送は(株)大洋(市外)を除く10業者が許可を受けています。)
- ④ 保全センター会員:一般社団法人兵庫県水質保全センターの会員となっている業者を掲載しています。  
保全センターの会員である浄化槽製造業者や工事業者、保守点検業者及び清掃業者は、浄化槽中間立会検査制度、浄化槽工事保証制度、浄化槽水質保証制度の対象となります。

### 《浄化槽の補助金等に関する問合せ先》

加古川市 環境部 環境第2課 尾上処理工場 TEL079-422-5560

## 浄化槽関係業者名簿(市外)

登録事業者名	所在地	電話番号	① 設置 工事 業者	② 保守 点検 業者	③ 清掃 許可 業者
オオモリ工業(株)	姫路市砥堀81-5	079-264-3941	○	○	
日栄管工	加古郡稲美町加古5162番地の2	079-492-5236	○	○	
(株)大洋	姫路市山吹2丁目11番12号	0792-97-5411	○	○	注1
(株)アクア・トゥエンティワン	姫路市刀出809番地	079-267-5521	○	○	
三晴工業(株)	姫路市西庄217-1	079-297-0388	○	○	
兵庫フジクリーン(株)	宝塚市安倉南1丁目15番15号	0797-81-1685	○		
丸善工業	三木市さつき台1丁目3-8	0794-89-0888	○		
(株)水処理シンワ	寝屋川市太秦桜が丘31番3号	072-823-2101	○		
たけなか設備企画	加古郡播磨町南野添3丁目5番2-606	079-435-9095	○		
中井産業	丹波市山南町村森471-5	0795-77-1718	○		
(有)ショウメン	高砂市中筋5-1-17	079-446-1333		○	
(株)アクアプラス	姫路市飾磨区構4丁目140	079-267-1115		○	
(株)兵庫日化サービス姫路	姫路市砥堀81-5	079-264-3942		○	
日化メンテナンス(株)	西宮市北六甲台4-9-5	078-571-6030		○	

※設置工事業者・保守点検業者については、概ね過去3年間に加古川市内で10人槽以下の浄化槽設置・保守点検実績がある業者を抽出しています。

注1:(株)大洋については、浄化槽清掃業の許可業者ですが、清掃のみの許可のため汚泥の搬送はできません。

### 《浄化槽保証制度》

一般社団法人兵庫県水質保全センターでは、管理者の方々に安心して使用してもらえるよう浄化槽(新設される50人槽以下)の保証制度(下記①～③の制度)を創設しています。

この制度はセンター会員である浄化槽メーカー・工事業者・保守点検業者及び清掃業者が一体となった責任体制のもとで行っています。

#### ① 浄化槽中間立会検査制度

浄化槽の設置工事を担う浄化槽工事業者の適切な施工を確保するため、その設置された浄化槽メーカーの負担で兵庫県水質保全センターが設置工事の立会検査を行います。

また、工事完了後に浄化槽管理者に対して、浄化槽を使用する際の留意すべき点等について、現場説明を実施します。

#### ② 浄化槽工事保証制度

法定検査等によって浄化槽の機能に異常があると判明し、原因者が特定できない場合又は原因者による費用の負担が困難な場合には、センター会員の工事業者の負担により積立てた保証基金により兵庫県水質保全センターが修補工事を実施します。(保証期間:浄化槽の使用開始日から3年間)

なお、10人槽以下の浄化槽については、全国浄化槽団体連合会が行う浄化槽機能保証制度を適用します。

#### ③ 浄化槽水質保証制度

浄化槽の適正な機能を確保するため、保証期間内に法定検査とは別に、契約している浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者の負担で兵庫県水質保全センターが保証採水を実施し、水質の状況を確認します。

なお、水質が適正の場合は、センター保証シールが交付されます。

### 《法定検査・浄化槽保証制度に関する問合せ先》

兵庫県知事指定浄化槽検査機関

一般社団法人 兵庫県水質保全センター TEL078-306-6021(浄化槽検査課)